

金融税制研究会 論点整理（案）

金融税制研究会においては、5月31日から7月13日まで、計6回の議論を行ってきた。
金融税制研究会メンバーの主な意見は以下のとおり。

I. 総論

(i) 目指すべき金融・資本市場について

- 1,400兆円の個人金融資産を成長市場へ流入させて新たなイノベーションを促すべき
- 目指すべきは、個人金融資産を効率的に運用し、個人が豊かな老後を送るために十分な運用成果が得られ、企業は必要な設備投資等のための資金調達が可能となり、それを通じて日本経済が発展していくこと
- 公共インフラとしてのマーケット機能を高めていく観点から、市場参加者を増やし、流動性の高い市場を構築していくことが重要
- 政策目標としていかなる商品への「投資」を促進するのかをまず精査すべき
- 海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき

(ii) 政策面からの意見

- 税制を通じて金融・資本市場を活性化するというメッセージを示していくべき
- 税制で投資を誘導するより、第一に市場への不信感を払拭する努力をすべき
- 中長期的には課税の中立性の確保は重要だが、短期的には多少政策誘導的な側面があってもよいのではないか
- 投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか
- 財政再建や税制改革という全体の枠組みの中で証券税制をどのように位置づけるかという視点が必要

(iii) 制度面からの意見

- 個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき
- 税制全体の公平性を常に意識しつつ議論すべき
- 金融商品間の中立性を確保した上で、追加的にインセンティブを政策的に導入すべき
- 外国との制度比較の際は、基礎となる所得税の仕組みが異なることに留意

(iv) 実務面からの意見

- 特定口座を活用することで、名寄せを行い課税漏れをなくすとともに、簡素な制度にすべき
- 金融機関のシステム対応や顧客への周知期間等に配慮して議論すべき

II. 各論

1. 証券税制について

(1) 軽減税率について

(i) 政策面からの意見

- 預貯金への偏りが顕著な日本の金融資産構造を変化させる観点から、軽減税率の維持は重要
- 軽減税率は個人投資家のすそ野を広げ、市場の流動性を高めるとの意味で政策的効果がある
- 足元の市場動向を勘案すると、証券税制全体の方向性が明確でない中で、拙速に税率を上げると、マーケットに対してネガティブな印象を与えかねない
- 日本の場合、流動性の欠如により株価が下がっているわけではないため、税率を下げ取引コストを下げることで流動性を高めても株価が上がるわけではない
- 財政との関係上大幅に減税できない中では、リスクマネーに資金が流れるようにするためには、軽減税率をやめて損益通算の範囲を拡大すべき
- 軽減税率導入前後で株式の運用比率が上がっているのは中所得者層。中所得者層にとっては20%の税率は重いのではないか
- 軽減税率の恩恵を受けるのは高所得者であり、公平負担の観点から問題

(ii) 制度面からの意見

- 金融所得課税の一体化が停滞している中、本則税率への復帰だけを急ぐべきではない
- 損益通算を行う場合は、税率が高いほうがよりリスクを軽減できる
- 法人税を下げ、逆に、資本所得に対する税率を20%に戻していくというプロセスの中で両者がそろうのが長期的目標
- 10%という税率は低すぎるため、キャピタルゲインに対する税率は軽減する必要はないが、配当は二重課税の回避や長期保有促進の観点から非課税とすべきではないか

(2) 配当の二重課税調整について

- 株式調達と負債調達の間歪みを生じさせる税制は避けるべき
- 配当二重課税を調整するために税制を複雑にすることによるデメリットも考慮し、完全な調整にこだわらないほうがよい

- 二重課税の調整については、法人段階で調整すべき。ただし、完全に調整を行うためには、法人税を全部撤廃しなければならないため実施困難
- 配当の課税標準を2分の1とする二重課税調整方法が考えられる。特定口座での取扱いもしやすく、**税収減も生じず、また 10%から一体化へ移行する場合、受け入れられ易い**
- 配当の課税標準を2分の1にする二重課税調整方法には理論がない。また、株式投資信託の分配金の課税標準の取り扱い等問題が生じる
- 申告不要を広げようとしているときに、申告が前提となるインピュテーション方式は導入すべきでない
- 内部留保部分が株価上昇に反映されるということを考えると、譲渡益についても二重課税の状態が生じているのではないか
- レバレッジを効かせた投機的取引に対する反省から、他国においては、利子の損金算入を制限している国もあるが、どう考えるか
- 配当の二重課税調整がすぐにできないのであれば、当面は企業の競争力強化の観点から、企業間においては持株比率に拘わらず、受取配当の全額又は 95%につき益金不算入を認めるべき**

2. 金融所得一体課税について

(1) 損益通算の範囲拡大について

(i) 政策面からの意見

- 経済成長を促すため、個人投資家の成長分野への投資を促進する必要があるが、リスクを伴うため、投資損失について税制上の手当てを講じるべき
- リスクテイクを促進するには、分散を小さくする損益通算の導入が効果的
- 軽減税率を維持したまま損益通算を拡大しても、損益通算による分散の低下なしは税引き後期待収益率の分散の縮小はあまり期待できない**
- 一般投資家は、損益通算よりも軽減税率に投資のインセンティブを感じている。また、諸外国においては、リスク資産の税率を低く設定することでリスクマネーの供給を促している。**金融所得一体課税の効果は検証されていないため、軽減税率の方がよいという考えもあるのではないか**
- 短期的には軽減税率を維持しつつも、例えば雑所得とされている各種金融商品に源泉分離を適用し、損益通算の範囲を拡大していくということも考えられるのではないか**
- 金融商品間で税率が異なる場合、損益通算の範囲を拡大することは困難**
- 利子と配当等の課税方法の同一化は「貯蓄から投資へ」という動きに逆行しないか**

(ii) 制度面からの意見

- 金融所得課税については、「総合課税」が理想的な姿と言えるか再検討すべき
- 金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大すべき
- 同じ経済的性質を有する金融商品は同じ税制とすべき
- 税率の軽減よりも金融所得一体課税を進めたほうが実効税率は低くなるのではないか
- 世界の大勢は二元的所得税に向かいつつあり、また、日本の税制はセミ・二元的所得税に分類される。そういった中で金融所得一体課税は考えていく必要がある
- 資本所得をすべて一体化するのは現実的ではないため、必ずしも二元的所得税論に基づく一体課税にこだわり過ぎないほうがよい
- 「雑所得」に分類されている金融所得も多く、損益通算が制限されている。所得分類のあり方そのものについても本来議論すべき
- 租税特別措置に金融所得という概念をつくり、その中では損益通算ができることとすべき。さらに、金融所得に対する経費の概念を構築し、デフォルト損失や投信の解約手数料等必要経費を控除できることとすべき。ただし、租税回避には注意が必要
- 株式や債券の無価値化を「損失」とみなすのか「経費」とみなすのかといった本質的な考え方についても議論すべき
- 金融所得の概念については、非上場企業の配当等も含めできるだけ広く設定すべき。また、配当所得につき、事業性所得となり総合課税の対象とされる基準（株式保有割合の5%）は低すぎる
- 土地や商品等様々なものが金融商品化しているため、損益通算の範囲は、可能な限り網羅的に広げるべき
- 金融技術の進展により種々の所得を容易に金融所得に転換できる状況の中、金融所得だから一体的に課税するということにはやや懐疑的
- 不動産譲渡に係る我が国の各種の特別控除や買換え特例等の存在を考えると、不動産の譲渡損益につき、さらに手厚く他の資本所得との損益通算の範囲に含めるかは検討が必要
- 非上場株式の配当を金融所得に含めて分離課税とすると、役員報酬を株主配当へ変えるといった租税回避行為が起こりうる
- F Xの店頭取引と取引所取引の税務上の扱いの差異は非常に重要な問題
- 個人間や同族会社等との相対取引まで損益通算に含めると租税回避に利用される可能性がある。損益通算の範囲を拡大する際には、租税回避に係る対策も講じなければならないのでは
- 保険商品はキャッシュフローが定期的発生しない商品特性があるため、一体課税にはなじみにくい
- 上場廃止となった株につき、特定口座内で管理し、かつ発行会社が上場廃止後もほふりで管理していなければ損益通算できないという制度を見直すべき

(iii) 実務面からの意見

- 市場関係者に見えるよう、工程表を定めて金融所得一体化を進めていくべき
- 原則申告納税としつつも特定口座を活用して申告が必要な機会を最小限に減らすべき。また、特定口座間の損益通算にあたっては、税務当局内に特定口座を名寄せして損益通算するシステムを設けるべき

(2) 債券税制について

- 公社債の利子・譲渡所得に対する課税方式を申告分離とした上で、相互に損益通算を可能とすべき

(3) 損失の繰越控除について

(i) 政策面からの意見

- 個人投資家が成長分野に投資することを促進するためにも、リスクを軽減するため、投資損失について税制上の手当を講じるべき
- 政策目標として、金融商品間の損益通算の拡大よりも、繰越控除期間の伸長を優先すべき
- 金融機関が管理する口座のように客観性が担保されている口座の損失については、出来るだけ長い期間繰越しを認めることが望ましい
- 高齢者は経常収入が限られ、リスクをとりにくいことから、損益通算しても控除しきれない損失について、例えば、65歳以上について繰越制度を10年間とすることはできないか
- FXは、多くの国民が行っている取引であり、かつ、ゆがみ（店頭取引か取引所取引かによる税制の違い）が生じているため、優先順位を下げることなく、当該取引の損益の繰り越しの議論を行うべき

(ii) 制度面からの意見

- 欧米各国の繰越控除制度が手厚い中、日本の制度につきどう考えるべきか
- 譲渡損失の繰越期間については、他の所得税や法人税法上の繰越期間との関係も考慮しつつ考えていかなければならない
- 譲渡損失の繰越期間について、法人税法上は、重加算税の更正期限とあわせて7年となっているが、個人の損失の繰越控除の場合には、必ずしもこれに縛られる必要はなく、分けて考えることも可能
- 法人税法との関係を考える必要はなく、所得税法全体との関係を考慮すべきだが、所得税法上、帳簿の備付け等客観性を担保できるものがあれば、損失の繰越の期間を延ばしてよいという考えがあるのではないか
- 上場株式等の譲渡損繰越のための申告を行うと、譲渡収入が住民税の課税所得に

も影響し、健康保険の窓口負担割合の判定に組み込まれ、高齢者の窓口負担割合が増加するという問題を解決すべき

- 繰戻還付制度についても、諸外国に同様の制度があるのであれば、検討課題とすべきではないか

(iii) 実務面からの意見

- 繰越期間の伸長については、証拠書類の保存期間をそれに応じて長くしなければならないことも考慮しつつ考えなければならない

3. その他

(i) 政策面からの意見

- 老後の資金を自助努力で形成するための新しい税制（拠出時課税・引き出し時非課税）を日本版 IRA（個人型年金非課税制度）として提言。本則税率に戻す際のインパクト軽減という観点や、1,400兆円の個人金融資産を活用するという観点からも有用
- 既存の401K（確定拠出年金制度）については、あまり利用されていないとの意見がある。なぜ、401Kが利用されていないのかを検証する必要があるのでは
- 英国のチャイルド・トラスト・ファンドや米国の529プランなどを参考にした教育資金形成促進策も有効
- 日本版ISAに似た制度として、過去に元本1,000万円までを非課税とする「緊急投資優遇措置」があったが、あまり利用されなかったと記憶しており、日本版ISAのコスト・ベネフィットが気になる
- REITに不動産を拠出する際に課税の繰り延べができるUP-REITスキームの導入を検討できないか
- 非居住者債券利子非課税制度の適用が受けられるよう、パートナーシップ等の海外の事業体について税法を整備すべき
- 投資ファンドの海外投資家に係るPEの認定を緩和すべき
- PEは国家の課税権の問題。安易に緩和すべきでない
- 金融取引税は流動性を低下させ、価格発見機能の効率性を下げ、資源の適正な配分を妨げる大変害が多い税制であり、決して導入してはならない

(ii) 制度面からの意見

- 新株予約権の無償割当てにより割り当てられた上場新株予約権につき特定口座への受入れを可能とすべき
- 株式を対価とする公開買付けにおいて、公開買付に応じる株主については、対象会社の株式の取得原価の引継ぎを認め、譲渡所得の認識を繰り延べる措置を講じるべき

- 二重課税を排除する観点から、法人税の計算上、源泉所得税については利子・配当等が法人税の課税所得に含まれることを前提に、非保有期間を含め全額を控除対象とすることを検討すべき
- 特定目的会社の課税に係る課税の特例に関する「機関投資家」の範囲を金商法上の「機関投資家」の範囲と同等の範囲に広げるべき。また、海外年金基金を新たに金商法上・税法上の適格機関投資家の範囲に含められないか
- イスラム金融につき、長期的には金融所得一体課税により問題は解消されると考えられるが、短期的には、イスラム債の収益分配金を利子として扱うなどの対応策を講じるべき

(iii) 実務面からの意見

- 金融所得課税については、納税者を特定する事務等を簡素化する観点から、住民税の徴収をやめ、国税に一本化すべきではないか

以 上

なお、当日配付した資料については、各項目の後に発言委員の名前を掲載していましたが、当研究会の中で委員の名前は削除すべきとの御意見が出たため、本資料からも委員の名前を削除しています。